

「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」についての意見

(2013年3月22日提出)

一般社団法人 日本映像ソフト協会

《要旨》

1. 「メディア変換サービス」に関する権利制限の拡大は必要ないこと
2. 私的録画補償金について、速やかな政令の改正の実施
3. 知財教育の推進の継続
4. クラウドサービス促進と権利制限規定の見直しについて、スリーステップテストの基準に沿った改正
5. C Jマーク事業への支援継続
6. プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入
7. ACTA加盟国の拡大

を要望いたします。

《全文》

1. 「メディア変換サービス」について（「知的財産政策ビジョン」への意見）

「これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理（案）コンテンツ強化関連」（以下「コンテンツ強化関連論点整理案」といいます。）では、「クラウドサービスやメディア変換サービスといったサービス形態の発生に伴い、新たな産業の創出・拡大が期待されている」として、「私的にVHSに録画した映像をBD/DVDレコーダーやパソコンで見るため、データを別の媒体に移すサービス」が掲げられており（3頁）、「③コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境整備」ではこのサービスについて「利用するコンテンツに関する著作権の適用範囲等について改めて検討が必要となっている。」（11頁）としています。

「VHSに録画した」という表現から放送番組を著作権法30条により録画したものを指していると思います。しかしながら、著作権法30条が複製主体を使用する者に限定した趣旨は、同条が零細な複製についてのみ権利制限するところにあります。にもかかわらず、コピーサービスの利用についても権利制限の範囲を拡大するならば零細な複製に留まらなくなりかねません。

また、「12頁では、「新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービス等の促進に向けて、権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築など、必要な制度の在り方について検討すべきではないか。」としています。ここで例示されているのはクラウドサービスとメディア変換サービスですから、クラウドサービス「等」というのは、

メディア変換サービスを指すものと思われます。

しかし、著作権者の許諾を得て進められているクラウドサービスとメディア変換サービスとを一緒に論じることはできません。メディア変換サービスは、器械的化学的方法による複製を権利制限の対象としていなかった旧著作権法はもとより、現行著作権法でも制定当初から一貫して権利制限の対象とはされてきませんでした。むしろ、零細な複製という立法趣旨を越える複製が複製技術の進歩によって顕在化したときには、この立法趣旨に合致するように法改正が行われ、1項各号が設けられてきました。

この立法趣旨を軽んじ、メディア変換サービス事業のために著作権法30条を改正すれば、その影響はVHSのメディア変換にとどまらず、あらゆる著作物と記録方式が含まれることとなります。しかも「コンテンツ強化関連論点整理（案）」では、30条1項2号を見直しの対象にしないとは言っていないので、DVDビデオやブルーレイの技術的保護手段を回避して複製することも含まれない保証はありません。そうなりますと、「コンテンツ産業の市場拡大」どころか、ようやく緒についたクラウドを含む配信市場形成等の大きな妨げとなります。映像パッケージ産業に与える影響も計り知れません。

零細な複製に留めるために使用する者以外のものが複製することを認めていない30条の趣旨を没却したこの主張には、新たな権利制限を正当化する理由がないものと考えます。

2. 私的録画補償金について（「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

私的録画補償金制度については「知的財産推進計画2012」27頁に触れられているほか、「コンテンツ強化関連論点整理（案）」14頁では「全体的な制度設計の構築の観点から、クリエイターへの適切な対価の還元確保のため、私的録音録画補償金制度の見直しについて引き続き検討するとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの構築についても検討するべきではないか。」としています。

当協会は、ビデオソフトメーカー等を会員とする団体です。ビデオパッケージソフトはコピー不可の技術的保護手段を用いていますので、ビデオソフトメーカーはビデオパッケージソフトを録画源とする私的録画補償金を要求も受領もしていませんが、当協会の会員が複製権を有する映画の著作物が放送されています。そのため、放送実績に基づき、ビデオソフトメーカーも私的録画補償金の請求をしてきました。また、制度創設に関して審議した著作権審議会第10小委員会に当協会の代表が委員として参加するとともに、制度創設後も補償金の受け皿を協議した私的録画委員会の事務局を担当した時期もありました。制度創設に関わった者として、私的録画補償金制度の現状を深く憂慮するものであります。

「コンテンツ強化関連論点整理（案）」13頁の〈知財高裁判決の概要〉で触れられて

いる私的録画補償金訴訟の知的財産高等裁判所判決は、丸付き数字2に記載されているとおり、「アナログチューナー非搭載DVD録画機器は、現行政令規定上、特定機器に該当しない。」としたにすぎず、著作権法30条2項の私的録音録画補償金制度を否定したものではありません。

著作権法30条2項は、デジタル録音録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払う制度を創設し、対象となる機器と記録媒体を定めることを政令に委任しました。政令に委任したのは私的録音録画補償金制度の実現のためですから、私的録画補償金の対象となる機器等が存在しない状態を放置すべきではありません。

したがって、知財高裁判決により事実上特定機器が不存在となった以上、著作権法30条2項の委任にそって、すみやかにデジタル録画に用いられる主要な機器を特定機器として政令指定すべきです。

私的録音録画補償金制度の見直しを行うとしても、現にある私的録音録画補償金制度の機能を回復した後に行うべきだと考えます。

3. 知財教育の推進について（「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

「コンテンツ強化関連論点整理(案)」26頁の「今後の検討の方向性2」に教育の情報化について記載されています。また、「知的財産推進計画2012」24頁には「学校・地域における知財教育の推進」が記載されています。

インターネット上での著作権侵害の例をみるとデジタルコンテンツの利用が適法な範囲を逸脱して、悪気なく著作権を侵害している場合も少なくありません。

引き続き、デジタルコンテンツを活用する授業の場等で、知的財産権教育を推進し、小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取り組みを実施していただくよう希望いたします。

また、デジタル・ネットワークの利用が促進されていくにあたり、ユーザーの皆様の利便性ということがますます追求されていくと思いますが、一方で、利便性の向上によって適法な範囲を越えたコンテンツの利用が容易になることにも留意する必要があると思われれます。利便性の向上によって悪気無く著作権侵害をしてしまうことの無いようユーザーの皆様に知的財産権に対するご理解を深めていただく取り組みを引き続きお願いいたします。

4. クラウドサービス促進と権利制限規定の見直しについて（「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

「コンテンツ強化関連論点整理(案)」12頁では、クラウドサービスの促進に関し「改

正著作権法で導入された権利制限規定はまだまだ突破力に欠ける」等として、フェアユース規定導入の主張が掲載された上、今後の検討として権利制限規定の見直しが掲げられています。また、「知的財産推進計画 2012」30 頁にも「私的複製の明確化」の記載があります。

コンテンツのクラウド型サービスが著作権侵害に問われることがあるとすれば、著作権侵害をクラウド型サービスを利用して行うからであり、クラウド型サービス特有の著作権法制度上の問題はないと思われます。また、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」ではどのようなクラウドサービスについてどのような権利制限が問題なのかが記されていません。

したがって、さらなる権利制限の範囲拡大は不要だと考えます。

むしろ、現行著作権法の個別権利制限規定には、フェアユースを越える大きな権利制限規定がありますので、その正当性の吟味こそ必要だと考えます。

非営利・無料ならば、常に著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を害さないといえるか疑問ですが、著作権法 38 条 1 項はそれだけで上映権を制限しています。

これは、米国のフェアユースの法理でも許容されえない利用を広く含んでいます。

著作権法 30 条 1 項柱書も同様です。

したがって、権利制限規定について見直すべきはフェアユース規定の導入ではなく、スリーステップテストの明文化だと考えます。

著作権法 30 条 1 項及び 38 条 1 項の要件をさらに厳格化するか、又は著作権者の正当な利益を害する場合や著作物の通常の利用を妨げる場合には適用しない旨の規定を設ける等の見直しを要望いたします。

5. CODA・CJマーク事業について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

「知的財産推進計画 2012」28 頁には、「インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及促進を一体的に行う CODA を始めとするマッチングの取組を支援する。」との記述があり、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」43 頁以下に「模倣品・海賊版対策の推進」に関する項目がありますが、引き続き、CJマーク事業への支援継続を要望いたします。

映像コンテンツに関しては、海賊版や動画投稿サイトなどでの違法配信の横行がアジアでの流通促進の障害となっており、日本の著作権者等は、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）内の CJ マーク委員会が中心となりアジア地域における日本コンテンツの著作権侵害に対して、具体的な権利行使を実施（CJ マーク事業）し、成果を挙げていることは「コンテンツ強化関連論点整理(案)」44 頁記載のとおりです。

しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、CJ マー

ク事業の継続の必要がありますので、日本政府からの支援継続を要望いたします。

6. プロバイダによる侵害対策措置の促進について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

「知的財産推進計画 2012」28 頁にインターネット上のコンテンツ侵害対策に関する記述があり、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」43 頁以下には「模倣品・海賊版対策の推進」が掲げられています。

著作権者は、日々、プロバイダに対し無許諾でアップロードされたコンテンツの削除を要請していますが、削除してもすぐにアップロードされる「たちごっこ」が続いています。このような状況の解決のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入等、抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討していただくことを要望いたします。

7. ACTA について（「知的財産推進計画 2013」及び「知的財産政策ビジョン」への意見）

最近では、警察庁をはじめとした全国都道府県警察のご尽力により、国内における著作権侵害（公衆送信権侵害）には対処していただいておりますが、一方で海外での侵害への対処には法制度上その他の困難があります。日本国外のサーバから発信される、著作権を侵害するコンテンツを始めとした違法・有害情報には、日本語で案内されるなど本邦における日本人に向けたものも多数存在しており、それらが利用される可能性が高くなっております。また、日本国外のサーバを発信源とした違法・有害情報（リーチサイト等）の対策も必要だと思います。

そのためには、法制度上のハーモナイゼーションが進むことが必要ですので、「知的財産推進計画 2012」2 頁の「成果 3」で触れられ、「コンテンツ強化関連論点整理(案)」45 頁でも触れられている ACTA について、その加盟国の拡大を図り早期発効に向けた取り組みをお願いいたします。

また、日本国外のサーバからのコンテンツの発信等がその外国の法制度上、わが国と同様に違法であっても、外国でのエンフォースメントには事実上様々な障壁があります。

そこで、官民によるそのような事実上の障壁に対する具体的な対処方法を検討いただくことを要望いたします。

以上